

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年6月28日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 斎藤武弘
同 斉藤栄治

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等

子育て推進部 白鳩保育園、さくら保育園、あこや保育園、早苗保育園

農林部 農政課、地方卸売市場管理事務所

(2) 監査の期間

平成29年5月9日から平成29年6月27日まで

(3) 監査の範囲

平成28年度の事務事業の執行状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(5) 監査の結果

別記1のとおり

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額	監査の期間
山形市国際交流協会	総務部国際交流センター	平成28年度山形市国際交流協会補助金 16,000,000円	平成29年5月9日から平成29年6月27日まで

(2) 監査の範囲

平成28年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

(3) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(4) 監査の結果

別記2のとおり

定例監査結果

部課等名	監査の結果
子育て推進部	指摘する事項はなかった。
農林部 農政課	指摘事項 次のおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 各種団体の経理事務において、委員謝礼から源泉徴収していないものがあった。 ・ 山形市地産地消の店認定委員会
農林部 地方卸売市場管理事務所	意見 1 平成28年度施設の管理においては、特に指摘する事項はなかった。 しかし、建築基準法などの関係法令に照らして改修が必要な施設物が判明したことは、誠に遺憾である。 今後は、このようなことがないように対策を講じ、職員の法令遵守意識の向上を図られたい。

財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
山形市国際交流協会 総務部 国際交流センター	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1 会計経理において、嘱託職員の欠勤日数算定誤りにより報酬が過支給となっているものがあつた。(山形市国際交流協会)2 金券の保管状況において、次のようなものがあつた。(山形市国際交流協会)<ol style="list-style-type: none">(1) 駐車券の管理において、保管枚数が駐車券受払簿の残枚数と大幅に一致していないものや、受払簿の使用枚数と残枚数が正しく記載されていないもの。(2) 切手の管理において、在庫枚数が多いにも関わらず、年度末に年間の使用枚数を超えて購入を行い、在庫枚数が著しく多くなっているもの。